

藤沢市立学校教職員ストレスチェック等業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、藤沢市立学校教職員を対象にストレスチェック等業務を委託するにあたり、業務全般に関し最も適切な企画力、技術力、実施体制、実績を持った業者をプロポーザル方式により選定するために定めるものです。

1 事業の概要

(1) 業務名 藤沢市立学校教職員ストレスチェック等業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、平成27年12月1日施行改正労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止の段階である一次予防を強化するため、定期的に教職員のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個々の教職員のストレス対処を推進するとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努め、さらにその中で、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に実施するものです。

(3) 業務内容

①調査票の作成、②納品及び回収、③個人単位の分析、④個人結果の報告、⑤市側実施者への個人結果提供、⑥集団ごとの分析、⑦市への集団ごとの分析結果の報告、⑧検査実施後の個人へのフォローアップ、⑨集団ごとの分析結果に基づく職場環境改善プログラムの実施、⑩苦情処理窓口の設置、⑪データの保存、詳細は、別紙1 藤沢市立学校教職員ストレスチェック等業務委託仕様書、別紙「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」（以下「仕様書等」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から2020年（令和2年）3月31日まで

2 業務委託に係る予算の上限（2020年（令和2年）3月31日まで）（税込）

4,284,500円

3 応募資格

参加表明する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる条件を満たす事業者とする。

(1) 本業務委託の実施が可能な次の有資格者を配置し、体制を確立できること。

①実施者 労働安全衛生規則第52条の10に定める「医師等」に該当する者

②相談対応者、職場環境改善プログラム

①に該当する者または、産業カウンセラー、臨床心理士、キャリアコンサルティング技能士

(2) 国または地方自治体に対して、ストレスチェック（法施行前の実績を含む。また事業者が独自に開発した質問項目による調査を含む。）及びメンタルヘルスに係る研修に受託実績があること。

(3) 平成20年6月19日付厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長名「メン

タルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」基安労発第0619001号に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構にメンタルヘルス登録相談機関として登録されていること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4（以下「政令」という）の規定に該当しない者であること。
- (5) 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者並びに指名停止の措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（会社更生法にあっては再生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）
- (7) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (8) プライバシーマーク制度の認証又はISMSの認証を取得していること。
- (9) 「かながわ電子入札共同システム」による令和元年・2年度競争入札参加資格者名簿の業種区分「一般委託」または「コンサル」で認定を受けていること。
- (10) 納付すべき地方税及び国税を滞納している者でないこと。

4 実施スケジュール

次のとおり実施します。

公募期間	2019年（令和元年）6月21日（金）～7月5日（金）
参加表明書の提出期限	2019年（令和元年）7月5日（金）午後5時
実施要領等への質問 受付期間	2019年（令和元年）6月21日（金）～7月5日（金） 午後5時
上記質問への回答期限	2019年（令和元年）7月12日（金）午後5時
書類審査結果通知	2019年（令和元年）7月12日（金）までに通知
提案書の提出期限	2019年（令和元年）7月24日（水）午後5時
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	2019年（令和元年）8月5日（月）
選定結果の通知	2019年（令和元年）8月14日（水）

5 各項目の事務手続き

(1) 事務の受付及び実施

- ① プロポーザルに係る全ての事務の受付は、全て事務局で行います。
- ② 特別な定めがない限り、全ての事務の受付は、平日午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時から午後1時までを除く。）とします。

③ プロポーザル内容等に関する事前説明会は行いません。

(2) 事務局

藤沢市教育委員会学務保健課 教職員安全衛生担当
住所 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
電話 0466-25-1111 (内線 5214)
FAX 0466-50-8424
Eメール: fj4-gakumu@city.fujisawa.lg.jp

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルに応募する事業者は、次の書類を提出してください。

- ① 提出期限 2019年(令和元年)7月5日(金)午後5時まで(必着)
- ② 提出書類
 - a 参加表明書(様式第1号) 原本1部
 - b 会社概要書(様式第2号) 原本1部 写し8部
 - c 会社案内パンフレット 原本1部 写し8部
 - d プライバシーマーク認証の写し又はISMS認証の写し
1部
 - e 提案書類提出日の属する年度の直前の事業年度の納税証明書
※納税義務がない場合は、納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
1部
 - f 受託したストレスチェック業務委託及び研修実施契約書など業務委託の概要及び履行の確認ができる書類の写し
1部
 - g 本業務委託のために配置する有資格者の資格証の写し
1部
 - h 書類審査結果通知書送付用封筒に送付先宛名を明記し、82円切手を貼付。
- ③ 提出先 事務局
- ④ 提出方法 持参または郵送。郵送の場合は、封筒表面に「藤沢市立学校教職員ストレスチェック等業務委託参加表明書類在中」と朱書きし、「書留」「簡易書留」「特定記録」いずれかの方法によること。

※提出書類について、藤沢市立学校教職員ストレスチェック等業務委託書類審査評価基準に基づき事務局による書類審査を実施します。応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリング審査に進む事業者の選定を行う場合があります。なお、選定結果については、書類審査結果通知書(様式第7号)を2019年(令和元年)7月12日(金)までに通知します。

(4) 質問の受付及び回答の実施

仕様書等の内容について質問がある場合には質問書を次のとおり提出すること。
なお、電話等による質問は受け付けません。

- ① 受付期間 2019年(令和元年)6月21日(金)～2019年(令和元年)7月5日(金)午後5時まで(必着)
- ② 提出先 事務局

- ③ 提出方法 Eメール。Eメールで送信の際は、「5 各項目の事務手続き(2) 事務局」に記載したメールアドレスに送信してください。メールのタイトルは「藤沢市立学校教職員ストレスチェック等業務委託公募型プロポーザル質問書」とし、Eメール送信後(午後5時を過ぎた場合は翌開庁日の午前9時以降)送達確認のために必ず事務局に電話で連絡をしてください。Eメールには、質問書を word 形式により添付すること。
- ④ 提出書類 質問書(様式第3号)
- ⑤ 回答期限 2019年(令和元年)7月12日(金)午後5時まで
- ⑥ 回答方法 全ての質問への回答を一括し、全ての参加表明事業者へEメールで送付します。
なお、回答に対する再質問は受け付けません。

(5) 提案書等の提出

事務局による書類審査を通過した事業者は、提案書を次のとおり提出すること。

- ①提出期限 2019年(令和元年)7月24日(水)午後5時まで(必着)
- ②提出先 事務局
- ③提出方法 持参または郵送。郵送の場合は、封筒表面に「藤沢市立学校教職員ストレスチェック等業務委託提案書在中」と朱書きし、「書留」「簡易書留」「特定記録」いずれかの方法によること。
- ④提出書類
- a 提案書(様式第4号) A4版横書き40ページ以内(表紙・目次を含む)
両面左綴) 原本1部 写し8部
- b 見積書(様式第5号)及び内訳書(様式第6号) A4版
原本1部 写し8部
- c 仕様書に記載の帳票(調査票・個人結果報告書・市への集団ごとの分析結果報告書・相談勧奨及び産業医面接指導勧奨文書) サンプル
原本1部 写し8部
- d その他補足資料 A4版 ※必要があれば提出 原本1部 写し8部
- e 選定結果通知書送付用封筒に送付先宛名を明記し、82円切手を貼付。

(6) 提案書について

提案書の記載にあたっては、別紙1 藤沢市立学校教職員ストレスチェック等業務委託仕様書を確認し、藤沢市立学校教職員ストレスチェック等業務委託提案書評価基準の各項目に準拠して具体的に記載してください。

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングについて、次のとおり実施します。

- ①実施日 2019年(令和元年)8月5日(月) 予定
- ②出席者 3人以内(本業務を担当する者を含む。)
- ③実施時間 事前準備 10分
プレゼンテーション 30分以内
ヒアリング 20分以内
片付け 10分
プレゼンテーション、ヒアリング時に使用する資料は、既に提出済み

の提案書等のみとし、それ以外の資料等の当日配布は認めません。

④その他 欠席した場合は、辞退したものとみなします。

6 事業者の選定について

(1) 選定機関

藤沢市立学校教職員ストレスチェック等事業実施検討委員会が、提出された提案書等及びプレゼンテーション、ヒアリング結果について審査を行い、優先交渉権者を選定します。

(2) 審査方法について

①審査については、「藤沢市立学校教職員ストレスチェック等事業選定審査要領」に基づき行います。

②評価については、次の3つの評価点の総合計得点により競うことにします。

- a 委員の評価点
- b 見積金額の評価点
- c 書類審査の評価点

7 選定結果の通知

最終選定結果については、次のとおり通知します。

①通知日 2019年（令和元年）8月14日（水）

②通知先 選定結果通知書（様式第8号）を送付用封筒により郵送。

8 契約について

最高評価点となった提案者を優先交渉権者として協議を行い、藤沢市立学校教職員ストレスチェック等業務委託契約を締結します。

9 その他留意事項

- (1) 参加表明者等及び提案書等の提出書類に不備、虚偽の記載があると判断された者及び提出期限に遅れた者は失格とします。
- (2) 受託予定者と決定された事業者は、「3応募資格」に規定する条件を1つでも満たさなくなった場合はその資格を取り消すものとします。
- (3) 本業務委託のプロポーザルに係る費用は、一切を参加者の負担とします。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 発注者は提出された書類については、本事業以外の目的で使用しません。
- (6) 提出された提案書等の著作権については、提案者に帰属します。ただし、本市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案者は著作権人格権を主張し得ないものとします。提案書は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報には、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。
- (7) 電話による審査に係る問い合わせには応じません。
- (8) 本プロポーザルに参加する事業者は、優先交渉権者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

- (9) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (10) 本プロポーザルについて、緊急等やむを得ない理由により実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを保留、中止、または無効にすることがあります。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を発注者に請求することができません。
- (11) 評価点については、参加表明書を提出した事業者のうち希望者に限り、当該希望者の評価点（総合計得点）のみ開示することができるものとします。

以上